

(仮称) 郡山市子どもに関する条例に盛り込む規定

(目的)

この条例は、子どもとその家庭への支援に関する基本理念及び子どもに関する施策の基本となる事項を定め、子ども、保護者、家庭、学校等、事業者、市民等、地域及び市の役割を明らかにすることにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 家庭 家族形態に関係なく、子どもが生まれ育つところをいう。
- (4) 学校等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが使用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 市民等 市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする者をいう。ただし、子どもを除く。

(基本理念)

子どもとその家庭への支援は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが健やかに成長し自立できるよう、保護者、家庭、学校等、事業者、市民等、地域及び市が協働で取り組み、本市において「子どもの最善の利益」が実現されるように努めなければならない。

(子どもの主体性)

子どもは、その年齢や成長に応じて、次の各号に掲げる事項に取り組むよう自ら考え、判断し、行動できるよう努めなければならない。

- (1) 自らの権利を大切に考えるとともに、他者にも同等の権利があることを理解し、大切にすること。
- (2) 人との関わりを持ちながら、基本的な生活習慣及び社会の規範を守る意識等を身に付けること。
- (3) 自らが地域社会の一員であることを自覚し、主体的に生きていく力を高め、社会へ参画すること。

(保護者の責務)

保護者は、基本理念にのっとり、子どもの成長及び自立を支える第一義的な責任があることを自覚し、子どもと向き合うよう努めなければならない。

(家庭の責務)

家庭は、基本理念にのっとり、子どもとのふれあいを大切にし、子どもが基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身につけることができるよう、また、豊かな人間性を育むことができるよう努めなければならない。

(学校等の責務)

学校等は、基本理念にのっとり、子どもが集団生活を通して、社会性、基礎学力を成長段階に応じて身に付けることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って成長し、自立していくための教育の推進に努めなければならない。

(地域の責務)

地域は、基本理念にのっとり、子育てを地域全体で取り組むべき課題として捉え、子どもが健やかに育つための環境づくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

事業者は、基本理念にのっとり、地域社会における社会的な責任を認識し、地域や学校等が行う活動や、子どもが主体的に行う活動に協力するとともに、仕事と生活の調和の観点から、関係団体と連携し、その事業所で働く者が、子どもとの関わりを深めることができる職場の環境づくりを推進できるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

市民等は、基本理念にのっとり、子どもの成長及び子育てに関心を持ち、自らの意識、行動等が、子どもの育つ環境を作り出していることを理解し、子どもが健やかに暮らせるよう努めなければならない。

(市の責務)

市は、基本理念にのっとり、子どもとその家庭の支援に関する施策を推進し、保護者、家庭、学校等、地域、事業者、市民等（以下「保護者等」という。）が相互に連携を図れるよう支援するとともに、子どもが健やかに成長し、自立できるよう関係機関と協力しなければならない。

(子ども及び保護者等に関する施策)

市は、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現するために、次の各号に掲げる事項に関する施策について、積極的に推進するものとする。

- (1) 子どもの健康増進への支援
- (2) 援助を必要とする子どもへの支援
- (3) 子ども及び保護者等からの相談体制の充実
- (4) 子どもの社会参画の促進
- (5) 地域における子どものための支援
- (6) 子どもが安全安心に暮らせる環境づくりに関する取組み
- (7) 教育の充実

(各種計画への反映)

市は、各種計画を策定若しくは実施するときは、前条各号に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図れるよう、基本理念に従うとともに、子ども及び保護者等の意見を十分に反映させるよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

市は、この条例の基本理念及び趣旨について、子どもを含めた市民の理解を深めるために、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。